

洪水に関する避難確保計画（抜粋）

放課後等デイサービスMerry Grace

2020年 6月 作成

2023年 1月 改訂

1. 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を京都市へ報告する。

3. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 10名	昼間 4名	休日 (平日と同じ)	休日 (平日と同じ)
夜間 0名	夜間 0名		

【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難先は、以下の場所とする。

避難経路図



施設所在地	京都市山科区小野蚊ヶ瀬町67 ロイヤルハイツ小野103号
洪水時の避難場所	小野小学校（小野蚊ヶ瀬町2）
土砂災害時の避難場所	-

4. 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下のとおりとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期		活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 (洪水) ▶ 京都市に洪水警報発表 ▶ 山科川(勸修寺地点)の氾濫注意情報発表又は氾濫注意水位到達 (土砂災害) ▶ -	注意体制確立	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 (共通) ▶ 小野学区に避難準備・高齢者等避難開始の発令 (洪水) ▶ 山科川(勸修寺地点)の氾濫警戒情報発表又は避難判断水位到達 (土砂災害) ▶ -	警戒体制確立	洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備 家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 (共通) ▶ 小野学区に避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 (洪水) ▶ 山科川(勸修寺地点)の氾濫危険情報発表又は氾濫危険水位到達	非常体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

表内の事項のほか、統括管理者等の指揮命令に従うものとする。

5. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

■ 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
<ul style="list-style-type: none"> ● 気象情報 ● 土砂災害警戒情報 	京都市からのメール テレビ（ニュース速報，データ放送等） ラジオ インターネット <ul style="list-style-type: none"> ➢ 気象庁HP (http://www.jma.go.jp/) ➢ 京都府土砂災害警戒情報 (http://d-keikai.pref.kyoto.jp/)
<ul style="list-style-type: none"> ● 洪水予報 ● 水位到達情報 ● 水位情報 	京都市からのメール テレビ（ニュース速報，データ放送等） インターネット <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「川の防災情報」山科川の水位到達情報発表状況 ➢ 「川の防災情報」山科川の水位観測所の水位 ➢ 気象庁HPの洪水予報のサイト (http://www.jma.go.jp/jp/flood/)
<ul style="list-style-type: none"> ● 避難準備・高齢者等避難開始 ● 避難勧告 ● 避難指示（緊急） 	テレビ（ニュース速報，データ放送等） ラジオ インターネット <ul style="list-style-type: none"> ➢ 京都市防災危機管理情報館 (http://www.bousai-kyoto-city.jp/bousai/) 緊急速報メール

※ 停電時は，ラジオ，タブレット，携帯電話等を活用して情報を収集するものとし，これに備えて，乾電池，バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて，雨の降り方，施設周辺の水路や道路の状況，斜面に危険な前兆が無いかなど，施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

① 施設内の連絡網に基づき，また館内放送や掲示板を用いて，体制の確立状況，気象情報，洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

② 施設利用者を避難させる場合は，利用者の関係者（家族等）に避難時期や避難場所等の情報を共有する。

6. 避難誘導

(1) 避難先

避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険を伴うことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難先までの移動手段は、以下のとおりとする。

	名称	移動距離	移動手段
洪水時の避難場所	小野小学校	200m	徒歩
洪水時の屋内安全確保	建物の3階		
土砂災害時の避難場所	-	-	-
土砂災害時の屋内安全確保	-		

※移動手段は原則徒歩とし、車両は要配慮者の送迎等に用いることとする。

(4) 避難誘導方法

- ①避難場所までの順路，道路状況について確認し，施設職員間で共有したうえ，利用者に対して説明する。
- ②避難誘導に当たっては，メガホン等を活用し，先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- ③避難誘導員は，利用者が誘導員と識別しやすく，また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用する。
- ④避難誘導員は，必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして，避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
- ⑤避難する際には，ブレーカーの遮断，ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- ⑥浸水するおそれのある階又は施設からの退出が概ね完了した時点において，未避難者の有無について確認する。